

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和 7 年 6 月 6 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>提出者 住 所 東京都足立区宮城2丁目3番15号 氏 名 城北小野田レミコン株式会社 代表取締役 西森 幸夫</p> <p>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-3919-6123</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	城北小野田レミコン株式会社
事業場の所在地	東京都足立区宮城2丁目3番15号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	製品出荷額 令和6年度実績 273千万円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図③ 廃棄物処理フロー図参照

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 図② 管理体制図 (1)責任者及び管理組織参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	排出量	18,650.10 t	27.00 t
	(これまでに実施した取組) ・購入者との密接な連絡を取り、戻りコンを低減し発生量を抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	排出量	15,000.00 t	15.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・購入者との連絡を密にして、戻りコンの発生量を抑制する。 ・戻りコンは自社で分離作業を行い、再利用できる物については再利用する。また建設、修繕等に係る部品及び部材も同様に再利用する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	18,650.10 t	27.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	27.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の適正処理を確保する為、法令・規則を遵守し、行政環境施策に協力する。</li> <li>・ 収集運搬から処理に至るまで確認し的確に管理を行う。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	15,000.00 t	15.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	15.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も現状の取り組みを遂行し、処理委託業者に優良認定取得を指導する。		
※事務処理欄			

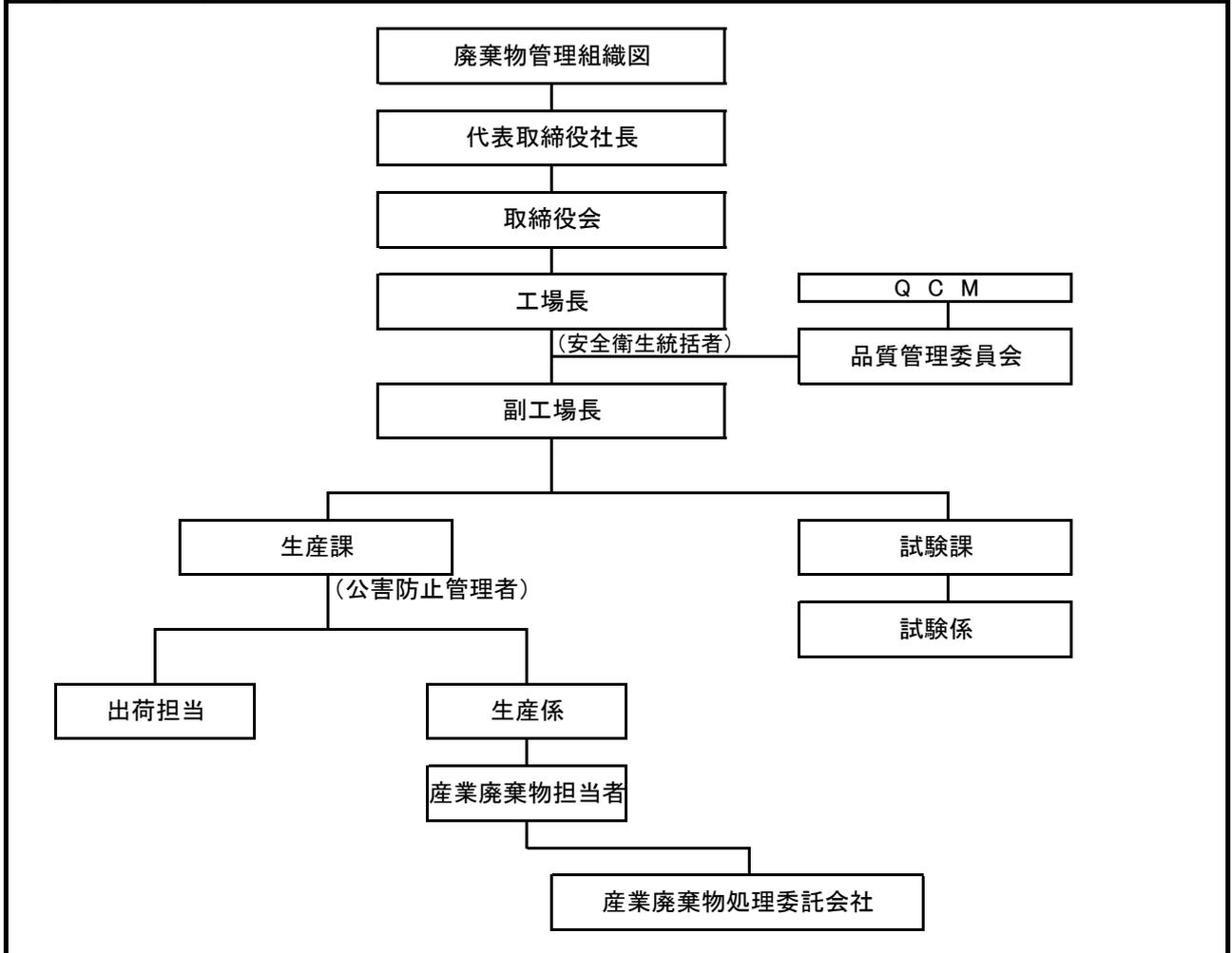
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図② 管理体制図

(1)責任者及び管理組織

統括責任者	所属 城北小野田レミコン株式会社 役職・氏名: 工場長
廃棄物担当	組織名: 生産課 組織人数 5名 役職・氏名: 副工場長(生産担当)
役割	<p>社内規格 公害防止規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適用範囲 :当社で製造販売するレディーミクストコンクリートの生産に当たって該当する対策を規定する。</li> <li>○目的 :公害に関する社会的責務を自覚し、関係法令を遵守すると共に公害発生防止に務めなければならない。</li> <li>○公害防止組織 :公害防止に関する管理者の任命。</li> </ul>
	<p>廃棄物処理 統括責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃</li> <li>○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認</li> <li>○廃棄物処理計画の作成</li> <li>○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○発生時における緊急対策</li> </ul>
	<p>廃棄物管理 担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li> <li>○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>○監督官庁への各種報告</li> <li>○社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>○その他関係する事項</li> </ul>



## (2)管理体制の強化

- ① 管理体制(組織)  
工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応する為の横断的な組織(城北小野田レコン品質管理委員会)にて討議、検討を行なう。
- ② 管理方法  
公害防止規定により適正処理を行い、生コン購入者との密接な連絡により戻りコンクリートの量を削減し産業廃棄物量の低減を図る。

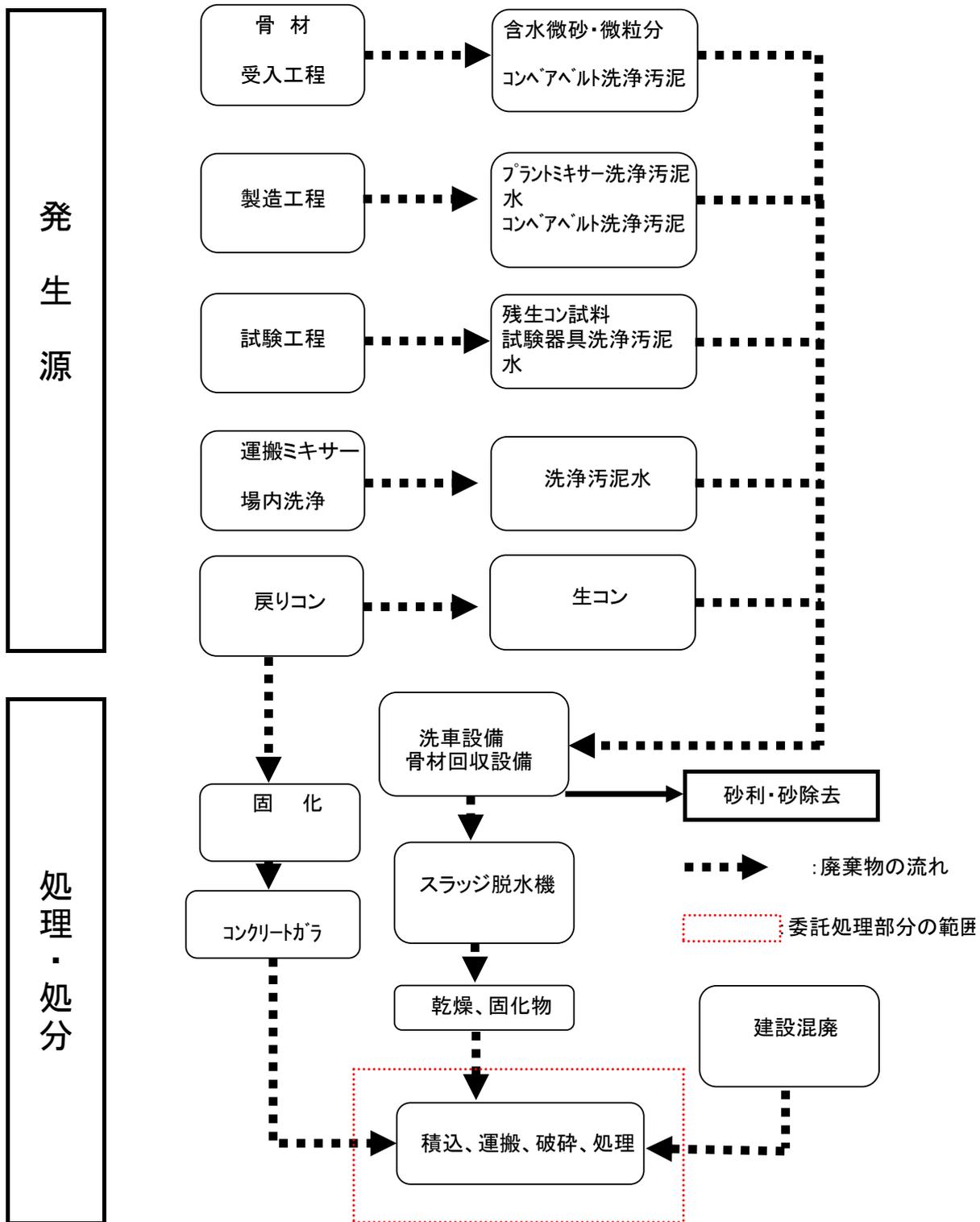
## (3)教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に教育、研修等を行なう。

- 管理職環境管理研修  
課長級の職員を対象として、工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場において排出される産業廃棄物の管理に係る法制度等について、大幅な改正が行なわれる毎に行なう研修制度
- 廃棄物処理基礎研修  
全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底する為の教育・研修制度
- 廃棄物担当者実務研修  
各製造ラインにおける廃棄物担当者を対象とする、廃棄物の取扱いの実務研修制度

## (4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。



図③ 廃棄物処理フロー図